

執筆者:

E-mail [✉](mailto:highashi@nishimura-asahi.com) [高橋 洋行](mailto:highashi@nishimura-asahi.com)

1. はじめに

新型コロナウイルス禍により業績が悪化した中小企業の資金繰りを支えた実質無利子・無担保融資(いわゆるゼロゼロ融資)が2022年9月末で終了した。コロナ禍における各種の危機対応については、企業の倒産を歴史的な低水準に抑えた一方で、慢性的な経営不振企業を延命させているといった声もあるが、ともあれ出口に向かうこととなる。かかる出口を見据え、2022年3月4日、中小企業の事業再生等に関する研究会より「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)が策定・公表され¹⁾、同年4月15日より適用が開始されている。

中小企業の事業再生実務においては、これまでも様々な態様・手法により私的整理手続を通じた事業再生が図られているところ、本ガイドラインは、従前の再生手法を廃止することを目的とするものではなく、中小企業者の実態を踏まえ、中小企業者や金融機関等による迅速かつ円滑な私的整理手続を可能とすることを目的として、「中小企業者、金融機関等に対して準則型私的整理手続の新たな選択肢を提供する」ことを目的とするとされている(本ガイドライン<第一部>第4頁)。

以下では、他の私的整理手続との比較の観点を中心に、本ガイドラインが定める私的整理手続(以下「中小企業版私的整理手続」という。)がどのような意味で「新たな選択肢」となり得るかについて、(同手続のうち主に再生型を念頭に)言及することとする。

2. 私的整理手続の種類と中小企業版私的整理手続の位置づけ

私的整理手続は、経営困難な状況にある債務者を対象に、破産手続、民事再生手続、会社更生手続等の法的整理手続によらずに、当該債務者の抱える債務について、当該債務の債権者との合意に基づき、返済猶予、債務減免等を受けることを目的とするものである。

当該手続は、大別して、債務者と債権者のみの協議を通じて合意する「純粹私的整理手続」と、中立的な第三者機関が債務者と債権者との協議に関与し、合意成立を図るいわゆる「準則型私的整理手続」がある。この「準則型私的整理手続」のうち、①事業再生を目的とするものについては、関与する第三者機関により大別して、事業再生 ADR、中小企業活性化協議会(旧称中小企業再生支援協議会)による手続(いわゆる協議会スキーム及び中小企業再生支援スキーム)、裁判所による特定調停、地域経済活性化支援機構による手続等があり、②廃業(再チャレンジ)支援を目的とするものについては、中小企業活性化協議会、裁判所による特定調停、地域経済活性化支援機構の手続(特定支援)等による対応が可能となっている。なお、債務者の経営者に係る個人保証債務の処理については、いわゆる経営者保証ガイドライン(平成25年12月公表。廃業時における基本的考え方につ

¹⁾ 本ガイドラインの詳細については、<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news340304.pdf> 参照。

²⁾ 本ガイドラインの Q&A の詳細については、<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news340438.pdf> 参照。

き令和4年3月公表)³⁴⁵が各種私的整理手続において横断的に運用・適用されている。

このように、私的整理手続については、多様な選択肢が存在しているところ、今般の中小企業版私的整理手続は、上記の準則型私的整理手続(再生・廃業)に新たな選択肢として加わる手続ということになる。

3. 本ガイドライン手続の概要と特徴

本ガイドラインは、<第一部>「本ガイドラインの目的等」、<第二部>「中小企業の事業再生等に関する基本的な考え方」、<第三部>「中小企業版私的整理手続」の3部で構成されている。<第二部>「中小企業の事業再生等に関する基本的な考え方」は<第三部>「中小企業版私的整理手続」の手続利用にあたっての前提条件とされていないものの、中小企業者の事業再生等の実現という共通の理念を有し、「1. 平時における中小企業者と金融機関の対応」、「2. 有事における中小企業者と金融機関の対応」、「3. 私的整理検討時の留意点」、「4. 事業再生計画成立後のフォローアップ」について、中小企業の事業再生実務で積み重ねられた関係者の基本・共通認識を明示するものとして極めて説得的かつ示唆に富む内容となっている(金融機関の方には是非ご参照いただきたい。)

中小企業版私的整理手続の具体的な内容については、本ガイドラインの<第三部>に定められており、事業再生を目的とする再生型の手続と(破産手続によらない)事業廃止を目的とする廃業型に大別されている。そのうち再生型の手続については、中小企業活性化協議会の協議会スキームにおける実務も参考にして策定された経緯もあって、事業再生計画案の内容⁶(原則として事業再生計画成立後最初に到来する事業年度の開始の日から5年以内の実質的な債務超過解消、3年以内の黒字転換、計画終了年度の有利子負債のキャッシュフロー比率が概ね10倍以下等の数値基準を含む。)、成立要件、手続開始から計画成立までの手続の流れは、中小企業活性化協議会による協議会スキームと概ね同様である⁷⁸。

細かくみれば、中小企業版私的整理手続においては一時停止の要請が必要に応じてなされることが明記されている一方、協議会スキームは一時停止の要請やそれに類するものの定めがない(もっとも、事実上の制度運用として、債務者と協議会の統括責任者との連名での「返済猶予の要請」等が必要に応じてなされる。)、中小企業版私的整理手続においては債務者側が実施・作成したDD等を第三者支援専門家が調査検証するという検証型スキームしか定められていない、事業再生計画の遂行状況等のモニタリングについては、協議会スキームでは協議会の関与がある一方で中小企業版私的整理手続においては、外部専門家や主要債権者が行うものとされ、第三者支援専門家の関与がない、等々の差異はあるものの、実務上の感覚としては、概ね同様という認識で大きな支障はないものと思われる。

上記を踏まえると、概ねの理解としては、中小企業版私的整理手続は、協議会スキームとほぼ同様の手続を、中小企業活性化協議会(個別支援チーム)に代わって、第三者支援専門家に依頼する手続であるといえるのではないと思われる。この手続に関する債権者の評価等については、もとより今後の手続の運用結果に委ねられるものであるが、手続の構造的な特徴として、私的整理手続を仲介する中立な第三者機関である第三者支援専門家の選択が、主要債権者全員(候補者の公表リストにない第三者支援専門家を選定する場合には対象債権者全員)の事前の同意に基づくものとされており、債権者の私的整理手続への関与意識がより積極的なものとなる効果を伴う可能性もあるように思われる。

³ 経営者保証に関するガイドラインの詳細については、<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/adr/sme/guideline.pdf> 参照。

⁴ 中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順の詳細については、<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/2015/180925saisei2.pdf> 参照。

⁵ 廃業時における「経営者保証に関するガイドライン」の基本的考え方の詳細については、<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news340334.pdf> 参照。

⁶ 詳細については、本ガイドラインの<第三部>「4. 再生型私的整理手続(4)事業再生計画案の内容」参照。

⁷ なお、廃業型においては、第三者支援専門家の関与は、弁済計画作成以前、すなわち同手続を検討している旨の申し出や一時停止の要請後でも許容されている。

⁸ 中小企業活性化協議会による協議会スキームと中小企業版私的整理手続の規律に関する詳細な比較・異同については、「事業再生と債権管理」(一般社団法人金融財政事情研究会、2022年)第177号第58頁を参照。

4. 各私的整理手続の関係

(1) 従前の再生手法との大まかな棲み分け

冒頭のとおり、中小企業版私的整理手続は、2022年4月15日から運用が開始され、既に案件も進行しており、今後の事業再生実務への拡大・定着の期待もよせられているところであるが、本ガイドラインは、中小企業者や金融機関等による迅速かつ円滑な私的整理手続を可能とすることを目的として「中小企業者、金融機関等に対して準則型私的整理手続の新たな選択肢を提供する」ものであり、従前の再生手法を廃止することを目的とするものではない。

そのこともあって、中小企業版私的整理手続の運用が2022年4月15日から開始される一方で、2022年4月1日より、従前から中小企業の私的整理手続の軸を担っていたといえる中小企業再生支援協議会は経営改善支援センターと統合のうえ中小企業活性化協議会として再編され、実施要領等の改正もなされたが、中小企業活性化協議会による準則型私的整理手続である協議会スキーム(通常型スキーム及び検証型スキーム、プレ再生計画(従前の「暫定リスケ」)作成支援)や中小企業再生支援スキームは継続され、引き続き、中小企業者の事業再生における有用な手法として期待される。手続の対象となる事業者の範囲という点では、中小企業版私的整理手続とも競合していくことになる。

なお、比較的小規模な事業者(法人又は個人事業者)の事業再生を支援する手法としては、日本弁護士連合会が利用手引き⁹を策定した、簡易裁判所による特定調停スキームもあるが、このスキームの利用にあたっては、調停申立前に、対象となる債権者との間で事前協議を行い、各対象債権者から調停事項案に対する同意を得られる見込みがあることが求められているため、対象債権者との事前調整が困難ないし容易ではない場合の私的整理手続としては、協議会スキーム又は中小企業版私的整理手続が有力な選択肢となるものと考えられる。

(2) 「中小企業者」の範囲の異同

もともと、上記の中小企業活性化協議会のスキームが対象とする「中小企業者」は、産業競争力強化法第2条第22項に定義される「中小企業者」の他、常時使用する従業員数が300人以下の医療法人が含まれるが、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、農事組合法人、農業協同組合、生活協同組合、LLP(有限責任事業組合)及び学校法人は対象外とされている。これに対して、中小企業版私的整理手続の対象となる「中小企業者」は中小企業基本法第2条第1項に定められる「中小企業者」(常時使用する従業員数が300人以下の医療法人を含む。)で、同条第5項に定められている小規模企業者や個人事業主も含まれることに加え、学校法人や社会福祉法人など会社法上の会社でない法人についてもその事業規模や従業員数などの実態に照らし適切と考えられる場合や、同条第1項の要件に形式上該当しない場合でもその事業規模や従業員数などの実態に照らし適切と考えられるときは、本ガイドラインを準用することを妨げるものではないとされており(本ガイドラインのQ&A、Q3)、中小企業活性化協議会のスキームの対象外となる事業者についても中小企業版私的整理手続が適用可能な場合が想定されている。

なお、中小企業版私的整理手続や中小企業活性化協議会による手続がともに対象としていない大企業や上場会社の他、特に複雑な権利関係処理や事業再生スキームの実行が必要となる事業者、常時使用する従業員数が300人超の医療法人等については、これまでどおり、事業再生ADRや(地方裁判所による)特定調停¹⁰、地域経済活性化支援機構等の利用が検討されることになる。

(3) 小括

従前の再生手法との大まかな棲み分けは大要以上のとおりであるが、事業再生実務においては、事業者の属性に照らした類型的な手続をひとまず一義的な選択肢として想定しつつも、最適な事業再生スキームについて、スポンサー型か自主再生型(或

⁹ 2013年12月3日作成、2020年2月19日改訂。

¹⁰ なお、2022年4月より、東京地方裁判所民事第8部において行われていた特定調停は民事第20部に移管されている。東京地方裁判所民事部「民事事件の担当部変更のお知らせ」https://www.courts.go.jp/tokyo/vc-files/tokyo/2022/min08/tanntoubuhenkou_08_20.pdf 参照。

いは次世代への事業承継¹¹⁾か、金融支援を依頼する債権につき直接放棄を求めるかいわゆる第二会社方式により処理する(事業譲渡、会社分割により事業を他に承継させ、残存債権については清算手続により放棄を受ける)か、直接放棄型においても債務免除益課税を回避すべく企業再生税制を活用する必要があるか¹²⁾、いわゆるプレ DIP ファイナンスの優先性確保や商取引債権保護について制度的な保障期待を勘案する必要があるか¹³⁾、債権者やスポンサー候補の意見等に照らした私的整理手続の見通し等々、諸々の事情を多角的に検討した上で手続が選択されることになるし、必ずしも準則型私的整理手続に拘泥せず、純粋私的整理手続による迅速な再建スキームが指向されることもあり、これまでどおり、事業者の個別の事情に照らした綿密な検討が必要となろう。

5. 私的整理実務への影響

協議会スキーム又は中小企業版私的整理手続のいずれの適用も想定される大多数の中小規模の事業者においては、対象債権者との協議などを通じて、より迅速かつ円滑な私的整理手続と見込まれる手続が選択されていくことになると思われるが、実際にどのような理由でどの手続が選択がされていくかについては、今後の実績の積み上げを待つ必要がある。この点、中小企業版私的整理手続は、裁判所や中小企業活性化協議会、地域経済活性化支援機構といった公的な組織が関与しない「民間の手続」であり、かつ、事業再生 ADR のような手続の「重厚さ」は求められない相対的な「カジュアル」さがあり、また、対象債権者全員の事前の同意があれば候補者の公表リストにない第三者支援専門家を選定することも可能であることから、たとえば、対象債権者から事業の再建方針について同意を得られる見込みがある場合、対象債権者が信頼を寄せている候補者リスト内外の第三者支援専門家に検証を依頼し、非常に迅速かつ円滑な事業再生を果たすといったことも可能であろう(簡易裁判所による特定調停スキームとの手続間競争も想定し得る。)、公的な組織が関与する手続ではやや相談しづらい事情を抱える事業者について柔軟な解決を図って事業再生に繋げるといったことも可能となるかもしれない。

いずれにせよ、経営困難な状況にある債務者及びその事業再生に携わるアドバイザーとしては、事業再生の新たな選択肢が提供されたことをうけ、その運用状況等も踏まえつつ、事業の再生により適した再建手法について検討を深めていく必要があるといえよう。

同時に、金融機関においても、本ガイドライン<第二部>「中小企業の事業再生等に関する基本的な考え方」にもあるとおり、実務専門家や外部機関の第三者的な視点、専門的な知見・機能の積極的な活用を促し、事業再生計画策定を積極的に支援することが社会的にも期待されている状況にあり、債務者の置かれた状況等に適合した手続の利用等について、債務者と共に真摯に検討し、誠実に協議し、よりよい事業再生実務の実現に向けて努めていくことが期待される場所である。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

- ¹¹⁾ その観点からは、次世代経営者による株式譲受け又は新規出資や、官民ファンドやサービサー等による債権買取りを通じた再建手法が選択肢となろう。
- ¹²⁾ その観点からは、企業再生税制の活用が可能となる事業再生 ADR や地域経済活性化支援機構の手続(もしくは中小企業再生支援スキーム)が選択肢となろう。
- ¹³⁾ その観点からは、事業再生 ADR(もしくは中小企業再生支援スキーム)が選択肢となろう。産業競争力強化法第 56 条から第 65 条の 2 参照。